

流山市立地適正化計画（素案）に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市立地適正化計画（素案）についての意見等の募集

2 目的

本要領は、流山市立地適正化計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討し、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表するものです。

3 流山市立地適正化計画策定の背景及び趣旨

多くの地方都市において、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されています。また、今後は、更に高齢者の増加が見込まれており、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が求められています。

こうした背景を踏まえ、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、市町村は、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、「立地適正化計画」を作成することができるようになりました。

少子高齢社会への対応や、今後も安定的な都市運営が求められる中で、本市においても持続可能な都市経営を可能とするまちづくりを行うため、立地適正化計画を策定するものです。

4 流山市立地適正化計画（素案）の内容

別紙のとおり。

5 意見等が提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6 意見等募集期間

平成28年9月1日(木)から平成28年9月30日(金)まで

※郵送の場合は、平成28年9月30日(金)必着

7 公表の方法等

(1) 閲覧場所

- ア 市役所第2庁舎2階都市計画課
- イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー
- ウ 市内各出張所、各公民館及び各図書館
- エ 生涯学習センター

(2) 流山市ホームページ

8 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式(市ホームページからダウンロードできます。)に住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接持参ください。

9 その他

- (1) ご提出いただいた意見等は、全ての意見等を整理した上で、意見等に対する流山市の考え方とともに、公表いたします。なお、ご提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は意見本文中に記載しないで下さい。
- (3) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取扱いできません。

1 0 問 い 合 わ せ 及 び 提 出 先

〒 2 7 0 - 0 1 9 2 流 山 市 平 和 台 1 - 1 - 1

流 山 市 都 市 計 画 部 都 市 計 画 課 (市 役 所 第 2 庁 舎 2 階)

TEL 0 4 - 7 1 5 0 - 6 0 8 7

FAX 0 4 - 7 1 5 9 - 0 9 5 4

電 子 メール toshikei@city.nagareyama.chiba.jp